

大分県報

令和四年
号外（六五）
九月三十日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正……………一

○教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第九号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

る規則

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の二十三の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に、「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第三十条中「健康保険」を「地方公務員共済組合」に改める。

別表第二の十の項中「八週間」を「一年」に改める。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員に関する規則の一部改正）

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「昭和三十七年法律第百五十二号」の下に「その他の法令」を、「地方公務員共済組合」の下に「及び厚生年金保険」を加える。

別表第一の十の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

第五号様式中「（略）」を「（略）」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月三十日

大分県報号外（教育委規則）

一